介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業者及び指定介護予防サービス事業者の事業 の廃止について、次のとおり届出があった。

事業所番号	サービス 種類	事業所名	事業所〒	事業所住所	事業所電話	事業所FAX	変更年月日	状態	申請(開設)者名	申請(開設)者住所	代表者名	代表者職種
3760390074	訪問看護 介護予防訪問看護	松寿会 訪問看護ステーション	7620015	坂出市大屋冨町 3100番地13	0877-47 -2677	0877-47 -3119	2019/6/30	廃止	社会福祉法人 松寿会	坂出市大屋冨町 3100番地13	松浦裕子	理事長